

土木部所管の委託業務関係共通仕様書の適用について

1 共通仕様書の適用

土木部が発注する各共通仕様書の内容に該当する全ての業務に適用する。ただし、配置技術者の資格要件に関する条項については、以下の各業務に定める設計金額に該当する業務に適用する。なお、資格要件の詳細は特記仕様書で定める。

【配置技術者の資格要件に関する条項の適用区分】

業務区分	配置技術者の資格要件条項を適用する業務	配置技術者の資格要件条項
測量業務	全 業 務	【測量業務共通仕様書】 管理技術者：第 9 条第 3 項
地質・土質調査業務	設計金額 500 万円以上	【地質・土質調査業務共通仕様書】 管理技術者：第 108 条第 3 項 照査技術者：第 109 条第 2 項
設計業務	設計金額 500 万円以上	【設計業務等共通仕様書】 管理技術者：第 1107 条第 3 項 照査技術者：第 1108 条第 2 項
工損調査業務	設計金額 250 万円以上	【工損調査業務共通仕様書】 管理技術者：第 8 条第 3 項 照査技術者：第 9 条第 2 項 業務従事者：第 10 条第 2 項 担当技術者：第 10 条第 3 項
用地調査等業務のうち用地測量業務	全 業 務 ※配置技術者の資格要件は、 <u>測量業務と同じとし、特記仕様書で定める。</u>	【測量業務共通仕様書】 管理技術者：第 9 条第 3 項
用地測量業務を除く 用地調査等業務	全 業 務	【用地調査等共通仕様書（案）】 管理技術者：第 5 条第 2 項 照査技術者：第 6 条第 2 項 業務従事者：第 7 条第 2 項 担当技術者：第 7 条第 3 項

2 適用

令和 7 年 7 月 1 日以降に積算する業務に適用